

# 柿生文化

柿生郷土史料館 情報・研究誌  
 住所:川崎市麻生区上麻生 6-40-1  
 柿生中学校校内  
 電話:070-1503-6401,044-988-0004  
<http://web-asao.jp/hp2/k-kyoudo>  
 第101号

## シリーズ 川崎の歴史を知ろう! 橘樹官衙遺跡群[たちばなかんがいせきぐん] (1) 「川崎の文化財」 ===川崎市で初めて国史跡に指定されました===

川崎市教育委員会事務局文化財課学芸員 栗田 一生

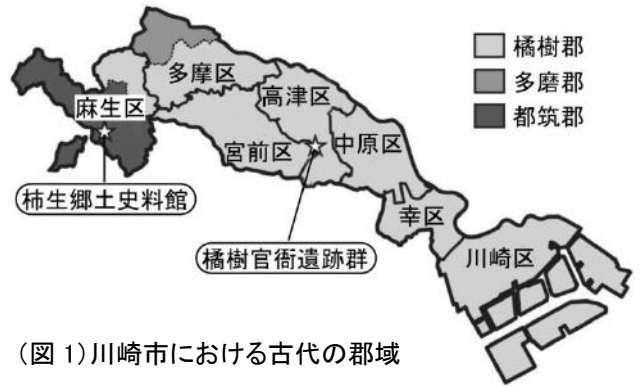
川崎市は、現在の市域の大部分が、古代武蔵国に設置された21の郡の1つ、橘樹郡[たちばなぐん]であったと考えられています。ただし、麻生区の約2/3は橘樹郡ではなく都筑郡、多摩区の一部は明治時代以前まで多磨郡であったというふうに、古代の川崎市域は3つの郡に分かれていました(図1)。ちなみに川崎市は、市域全てが旧武蔵国で、かつ市域に旧相模国であった地域がない神奈川県内唯一の市町村です。

柿生郷土史料館のある上麻生を含め、麻生区における旧都筑郡の地域は、旧村名でいえば万福寺・上麻生・下麻生・古沢・五力田・片平・栗木・黒川・王禅寺・早野・岡上にあたります。

これらの地域は、古代都筑郡の役所である都筑郡衙[つづきぐんが]と推定される長者原遺跡[ちようじゃはらいせき](横浜市青葉区荏田西)から武蔵国府(東京都府中市)へと向かうルート上にあたるため、古代の遺跡の多くが、武蔵国府と都筑郡衙をつないだと考えられる道に面した丘陵上で見つかっています。この旧都筑郡地域の遺跡については、またの機会でお話しさせていただくとして、まずは、2015(平成27)年3月10日、川崎市初の国史跡に指定された「橘樹官衙遺跡群」について紹介したいと思います。

橘樹官衙遺跡群は、高津区千年と宮前区野川に所在し、橘樹郡に置かれた役所跡である「橘樹郡衙跡」とその西側に隣接して造営された古代寺院跡である「影向寺遺跡」から構成されています。これまでの発掘調査成果から、「古代地方行政機関と寺院との密接な関係性を示すとともに、地方官衙[かんが]の成立から廃絶に至る経過をたどることができる希少な遺跡群であり、その成立の背景や構造の変化の過程も判明するなど、7世紀から10世紀にかけての官衙の実態とその推移を知る上で高い歴史的価値を有している」と評価され、国史跡に指定されました。ただ、まだまだ不明な点も多く、遺跡群の全容解明のため、現在も発掘調査を継続的に行っているところです。

橘樹郡衙跡は、古代の地方行政組織として全国に600ヶ所以上設置された郡の1つ、武蔵国橘樹郡の行政を司った役所の跡です。古代の郡衙には、主要な施設として、政務を行う「郡庁」、税である稲等を保管する「正倉[しょうそう]」、国司等の宿泊施設である「館[たち]」、饗宴[きょうえん:公的な宴会]や郡衙で働く役人への食事を作る「厨家[くりや]」がありました。橘樹郡衙跡では、たくさんの正倉が規則的に配置された「正倉院」が確認されており、大壁(壁建ち)建物が設置された時期(Ⅰ期:7世紀後葉)、評[ひょう]段階に倉庫群が設置された時期(Ⅱ期:7世紀後葉~8世紀初頭)、正倉院が整備・拡充された時期(Ⅲ期:8世紀前葉~後葉)、正倉院が縮小していった時期(Ⅳ期:9世紀前葉~中葉)を経て、9世紀の終わり頃にはなくなってしまうことがわかっています。しかし、それ以外の主要施設は、これまで多くの調査を実施してきたにも係らず、なかなか見つかりませんでした。そうした中、2015(平成27)年9月に実施した橘樹郡衙跡第17次調査で、これまで確認された建物と比べて規模が大きい掘立柱建物を発見しました。この建物の規模や周囲の建物との配置等から、ここが橘樹郡衙の「館」である可能性が高いと考えられました。もし、ここが館であるとすれば、正倉院に続いて、2番目の主要施設発見となります。また、正倉院についても、新たに東側や北東側を区画する溝が発見され、正倉院が東西約210mの規模をもっていたことが明らかになりました。このように、今を遡ること1,300年前、この地に古代律令国家が作り上げた地方支配の拠点が置かれ、都の香り漂う文化が花開いていたことが、少しずつ明らかになりつつあります。(つづく)



(図1)川崎市における古代の郡域



(図2)橘樹郡衙跡正倉院(Ⅲ期)と館の可能性ある建物群

シリーズ  
「麻生の歴史を探る」 第71話

# 北条氏関東支配 (4)～印判状

小島 一也 (遺稿)

天正12年(1584)11月北条氏は麻生の王禅寺に3通の文書通達をしています。その一つは、小田原城主氏直が王禅寺に与えた安堵状で、「武州都筑郡麻生郷の内、王禅寺領主十貫文、先の証文通り相違ないので、寺の修理、勤行に励むよう」とした判物で、北条氏直の花押があり、もう一通は、同年同日王禅寺領に対し出されたもので、「陣夫役以外の諸役を免除し、竹林の伐採を禁止する」と命じたもので、これには「禄寿応穩」の方印、虎の印判が押されています。そしてもう一通は、王禅寺の支院である蓮乗院、東持院宛に、これも虎の印判状で「王禅寺山林の竹木は伐ってはいけない、伐りたい者は通告しなさい、小机城用達の時は印判状で申し付ける、違反の者は処罰する」と通告しており、小田原城が小机城のことを虎の印判状で直接差配しています。陣夫役とは兵役のことです。この虎の印判状は市内に多くあり、その一例をとると、天正15年(1587)8月、北条氏直が中原丸子郷の名主に出されたものには「上丸子郷四十二貫五百六十六文、そのうち三貫文は名主に永代御免、残三十九貫五百六十六文は御蔵納めしなさい(市史資料)」とあり、北条氏は虎の印判状によって寺社から百姓に至るまで直接に指示し支配していたことがわかります。

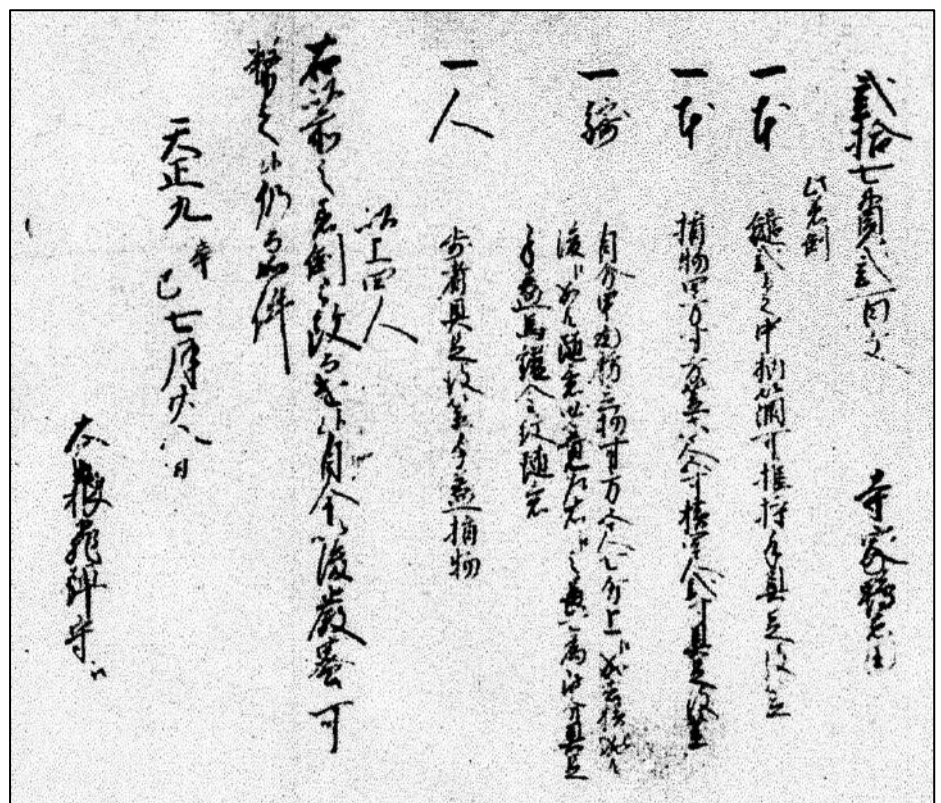
この王禅寺文書等が示すように、北条氏は領内各郷村に貫高に応じて陣夫役を課していました。これを表すものには早野の隣の寺家(ふるさと村)の旧家大曾根家から発見された「北条家着到定書写」があります。着到状とは、本来は合戦に参加の場合武士が出す承認書ですが、北条氏の場合予め武装の内容を指示しており、この着到定書は天正9年(1581)7月に寺家・鴨志田領に27貫200文の軍備を命じたもので、宛先は「大曾根飛弾守江」となっています。27貫余の貫高は寺家鴨志田の主産高ではなく軍備費で、そこには騎馬の大曾根氏その他、槍や旗指物を持つ従卒3名、計4名の武器の内容が細かく指示されています。

そこで気が付くことは、通常文書の宛名は「殿」としますが、この文書は大曾根飛弾守「江」としており、その理由は何なのでしょう。永禄2年作成の小田原役帖にはその名はありませんが、飛弾守は今もその後裔を残す実在の人物で、こうした

土着性の強い武士には北条氏も遠慮があったのか、あるいは逆に指示を強めての「江」であったのか。この寺家・鴨志田には翌月(天正9年8月)寺家・鴨志田の代官、百姓中にあてて1貫660文の段銭増加を命じた北条家朱印状写があります。段銭とは田地に対する課役のことですが、この加増は無検地であった寺家・鴨志田に対して、氏政から氏直への代替わり検地を行うべきところを段銭を増しての優遇策とも考えられ、印判状も地域によっていろいろあったようです。なお、この寺家・鴨志田の武将大曾根飛弾守の参戦の記録はありません。

町田市広袴は栗木、片平と黒川に挟まれた地域ですが、その地の旧家吉川家から八王子城主北条氏照の印判状が発見されています。破損で正確な年号が読み取れぬそうですが、天正10年(1582)頃と予想されます。そこには、「当郷の馬を三輪の沢山城へ集め、城内の米を相州江の島へ運搬するよう命じ、これに背く者には過銭を懸ける」と記され、宛名は当郷百姓中とし、氏照(氏直の叔父)の朱印が押されていますが、当郷とのみ記され、郷名が記されていないことから、この印判状は他の郷村にも出されていたと思われます。

町田市広袴は栗木、片平と黒川に挟まれた地域ですが、その地の旧家吉川家から八王子城主北条氏照の印判状が発見されています。破損で正確な年号が読み取れぬそうですが、天正10年(1582)頃と予想されます。そこには、「当郷の馬を三輪の沢山城へ集め、城内の米を相州江の島へ運搬するよう命じ、これに背く者には過銭を懸ける」と記され、宛名は当郷百姓中とし、氏照(氏直の叔父)の朱印が押されていますが、当郷とのみ記され、郷名が記されていないことから、この印判状は他の郷村にも出されていたと思われます。



天正9年7月 北条家着到定書写

参考文献:「戦国大名北条氏とその文書」「寺家の歴史」「ふるさと三輪」

## シリーズ

## 時間と時計の話 第2部

## 時計と時間の観念(6)

小林 基男(柿生郷土史料館専門委員)

## ◆労働者と時間の観念◆

工場では、始業時間は決まっており、定時に機械が動きだします。それ故労働者は決められた時間に、自分の持ち場に就いていなければなりません。気分が乗れば猛烈に働き、乗らなければ早仕舞いしていた職人気質の人たちにとって、これは大変な苦痛でした。一方で資本家は、労働者に時間を守ることを強く要求し、遅刻や欠勤に対して厳しい罰則を設けたのです。こうした現実が、労働者に嫌でも時間を意識させるようになったのです。

しかし、労働者の稼ぎでは、当時とても高価だった置き時計や懐中時計を我がものとするなど、夢のまた夢でした。こうして労働者たちは、教会や市庁舎などの鐘の音を頼りに、工場への道を急いだのです。この事実から派生した事なのですが、実は労働者や農民などの子女をも対象に含めた、義務教育という構想が生まれ、19世紀の中期から急速に実現の道を歩むのは、時間の観念をいかに普及させるかという、悩ましい問題の解決策として期待されたからだったのです。

## ◆閑話休題 義務教育の普及◆

ここで、しばし横道にそれることをお許しください。時間をめぐる工場労働者と経営者の確執は、簡単に決着のつく問題ではありませんでした。とりわけ気難しいが腕の良い熟練労働者の代わりは、すぐには見つけられません。ですから売り手市場の熟練工は、経営者＝資本家に対しても強気で臨める立場にあったのです。彼らは安息日にあたる日曜日に続く月曜日も、良く仕事を休みました。賃金は週給が基本でしたから、毎週土曜日が給料日です。職人気質の熟練工は、「手元に金がある間は、働かなくても良いではないか」と、日曜日に続く月曜日も仕事を休み、この日を「聖月曜日」と称して、一日を仲間と共に居酒屋で過ごすことも、稀ではなかったのです。

売り手市場の熟練工が、こんな状態にありましたから、経営者にとって、時間の観念を全ての労働者に身につけさせるには、どうすれば良いかは、とても悩ましい問題でした。そこへ持ちあがったのが、底辺の労働者階級の貧しく悲惨な生活状態に対する、驚きの声でした。とりわけ子どもの労働者の過酷な労働と悲惨な生活については、大きな社会的非難が浴びせられたのです。

働く庶民にとって、6歳を超えた子どもは、小さな大人として単純労働を担当して、大人たちに交じって働くのが当然と考えられていました。ですから、労働者家族の子どもたちは、子どもでも可能な作業を割り振られて、工場労働者になっていたのです。しかも子ども達の労働時間に特別の配慮などありませんから、大人と同じ15時間～16時間も働かされていたのです。

兵役を国民の義務とする徴兵制度は、フランス革命期のフランスに始まりますが、いち早く産業革命を経験して、近代的工場生産の先頭を走っていたイギリスでも、1820年代末頃には、徴兵制が採られるようになり、該当年齢に達した若者は、皆徴兵検査を受けることになりました。その結果、検査実施の初年度から、労働者階級に属する若者に、徴兵検査の不合格者が異常に多いことが指摘され、議会で調査委員会が設置されて、広く調査が行われたのです。こうして工場での子ども達の長時間労働が明るみに出され、工場主たちに強い非難が浴びせられたのです。この結果、1833年に第1次工場法が制定され、9歳以下の子どもの労働の禁止と、9歳～13歳までの子どもの労働は9時間以下と定められたのです。

こうして、9歳までの子どもたちは労働から解放されました。しかし、両親は工場務めですから、日中の時間は子ども達の自由です。ここで、子ども達に無為で怠惰な時間を過ごさせるより、しっかりと読み書き計算の基礎を教えるてはどうかという声があがりました。読み書きや計算が出来ると何かと便利で応用も利きます。社会的非難を浴びた工場主たちも、この計画に飛びつきました。義務教育学校が普及すれば、学校の時間に縛られる子どもたちは、自然に時間の観念を身につけるようになる。子ども時代に身につけた習慣は、大人になっても忘れません。出来れば労働者の子女だけでなく、貧農の子女にも同じ教育を授けることで、時間の観念を身につけさせたい。経営者連盟はこう主張しました。こうして、1833年工場法の成立後間もなく、国費による初等教育学校の建設費半額補助がスタートし、間もなく世界で最初の義務教育制度がスタートしたのです。(続)



◀ 1830年頃の都市の学校 教師の数が不足していたため、生徒同士で教えあう「相互教育」と呼ばれる教授法がとられていた。



▶ 村の学校 1人の教師が異年齢の生徒全員を同時並行で教えていた。

# 柿生郷土史料館催物案内 【入場無料】

◎開館日:偶数月は毎土曜日、奇数月は毎日曜日 (原則として月4回)

**10月** 1・8・22・29日(毎土曜日)

**11月** 6・13・20・27日(毎日曜日)

◎開館時間:午前10時～午後3時 (10月15日は休館です)

## 柿生郷土史料館友の会 第5回史跡見学バスの旅

## 久能山東照宮周辺の史跡巡り 日 時 2016年11月1日(火)



主な見学先 久能山東照宮と博物館、由比の街並み、登呂遺跡

- 集 合 : 7時45分 新百合丘駅北口 (21ビル前の歩道)
- 解 散 : 午後7時00分頃 (新百合丘駅北口 → 柿生駅付近)
- 費 用 : 9500円
- 申し込み : 往復はがきに必要事項を記入の上、柿生郷土史料館まで 先着順44名
- 必要事項 : 参加者全員の郵便番号、住所、氏名、年齢、連絡先電話番号
- 送付先 : 215-0021 川崎市麻生区上麻生6-40-1 柿生中学校内 柿生郷土史料館

申込締切 10月5日(水)

問合せ先 : 小林基男 (080-5513-5154 または 044-989-0622)

## 第63回 カルチャーセミナー

## 池上本門寺夏・冬御召服講について

柿生・町田地区の池上本門寺信徒の皆さんは、江戸時代より講を作って、毎年同寺の日蓮上人像が御召になる夏服を製作、同寺に奉納し、現在に至っています。今も続く講について、ビデオを見ながらお話しいたします。

講師：園部正一氏(武相講夏御召服講世話人)

日時：10月29日(土) 13:30～ 会場：柿生郷土史料館特別展示室

## 第64回 カルチャーセミナー

## 鶴見川流域文化探訪シリーズ10

## 鶴見川流域の鉄の神・仏と杉山神社

～文献・伝承・地名・現地踏査から杉山神社の本質を考える～

古代から武器としてまた生産用具として、大切にされてきた鉄、それゆえに人々は鉄の神様や鉄の仏様を大切に祀ってきました。全国各地と比較しながら、鶴見川流域ではどのように祀って来たのか、地域の伝承も踏まえながら鉄信仰と杉山神社がどうかかわるか、御一緒に考えましょう。

講師：岡田誠治氏 (麻生歴史の会副委員長)

日時：11月13日(日) 13:30～ 会場：柿生郷土史料館特別展示室

## 第11回 特別企画展

## 戦中・戦後の教科書を見てみよう

戦中の国定教科書と戦後間もなく(昭和20年代)の小・中学校の教科書を中心に、併せて100点以上の教科書や地図帳などの副教材を展示します。中には創立直後の柿生中学校で使用していた教科書もあります。どうぞ御見学下さい。

期間：9月25日(日)～1月15日(日) 会場：柿生郷土史料館特別展示室

## 柿生郷土史料館友の会へのお誘い

柿生郷土史料館では友の会への入会を常時受け付けております。手作り史料館に参画しませんか。会員には「柿生文化」の送付や各種イベントへの優先受付などの特典を用意しております。この機会にぜひ入会をご検討ください。

詳細は直接当館にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。